

2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

検査項目		基準	方法	検査頻度	Q & A 事例集
水 質	(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質			毎学年 1 回	Q1 Q2 Q3 Q4 Q5 Q6
	ア 一般細菌	100 個/mL 以下	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）		
	イ 大腸菌	検出されないこと			
	ウ 塩化物イオン	200mg/L 以下			
	エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下			
	オ pH 値	5.8 以上 8.6 以下			
	カ 味	異常でないこと			
	キ 臭気	異常でないこと			
	ク 色度	5 度以下			
	ケ 濁度	2 度以下			
コ 遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）			

	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質			専用水道が実施すべき水質検査の回数	
	ア 専用水道が実施すべき水質検査の項目		水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）		
	イ 遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）		
	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質			毎学年 1 回	
	ア 一般細菌	100 個/mL 以下	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）		
	イ 大腸菌	検出されないこと			
	ウ 塩化物イオン	200mg/L 以下			
	エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下			
	オ pH 値	5.8 以上 8.6 以下			
	カ 味	異常でないこと			
	キ 臭気	異常でないこと			
	ク 色度	5 度以下			
	ケ 濁度	2 度以下			

	(4) 雑用水の水質			毎学年 2 回	
	ア pH 値	5.8 以上 8.6 以下	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）		
	イ 臭気	異常でないこと			
	ウ 外観	ほとんど無色透明	目視によって、色、濁り、泡立ち等の程度を調べる		
	エ 大腸菌	検出されないこと	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法		
	オ 遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法		
施設・設備	(5) 飲料水に関する施設・設備				
	ア 給水源の種類		給水施設の外観や貯水槽内部を点検するほか、設備の図面、貯水槽清掃作業報告書等の書類について調べる		
	イ 維持管理状況等				
	ウ 貯水槽の清潔状態				
(6) 雑用水に関する施設・設備		施設の外観や貯水槽等の内部を点検するほか、設備の図面等の書類について調べる	毎学年 2 回		

事後措置

(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質

- ・異常値が検出された場合には、ただちに給水を停止し、その原因が解明されるまで飲用禁止とし、必要な改善を行い、管末からの遊離残留塩素が基準値以上確保されていることを確認した後に給水を再開しなければならない。（原因が学校の敷地内の設備によるものなのか、水源によるものかを究明し、状況に応じて自治体の水道部局等と相談の上、必要な処置を講ずることが必要である。）
- ・塩化物イオン・TOC などの場合には、周囲の環境の変化に起因して数値が高くなる場合があることから、水道水を利用している場合は地域の水道事業体に確認を取る。供給水に原因がない場合は、学校内の配管から数値上昇の原因個所の特定を行い必要な措置を講ずる。
- ・pH 値に変動があった場合には、汚染によるものとして、その汚染経路を究明しなければならない。
- ・味・臭気・色度・濁度の場合は、しばらく放水しても改善されなければただちに給水を停止し、その原因が解明されるまで使用を禁止する必要がある。
- ・遊離残留塩素は、しばらく放水しても改善されなければただちに給水を停止し、貯水槽に向かって他の給水栓の遊離残留塩素濃度を調べ、配管設備によるものか水源によるものか、その原因を究明する。
- ・遊離残留塩素が出ない場合には、水の使用量が減少すると、貯水槽の水が滞留して遊離残留塩素が焼失しやすくなるため水質が悪化するおそれがある。貯水槽の有効容量を低く設定しなおすか、あるいは直接給水に改修するなど必要な処置を検討する。貯水槽の回転数は、飲料水の衛生管理に当たって重要な指標となる。これは、1日の間に貯水槽の水が入れ替わる回数を示す数値であり、一日に使用する水の量を貯水槽の有効容量で除して求める。一般に、1日当たり2回転程度、高置水槽では10回転程度になるよう計画する。

(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質

- ・検査の結果が基準に適合しない場合には、基準に適合するまで飲用等を中止すること。
- ・原因が水処理設備等によるものか、水源によるものかを究明し、状況に応じて保健所等と相談の上、必要な措置を講ずること。
- ・貯水槽がある場合、生徒数の減少等により水の使用量が減少すると、貯水槽の回転数（率）が低下し、遊離残留塩素が消失するため、水質が悪化するおそれがある。貯水槽の有効容量を低く設定し直す、あるいは直結給水に改修する等、必要な措置を検討すること。

貯水槽の回転数（率）は、1日の間に貯水槽の水が入れ替わる回数を示す数値であり、1日に使用する水の量を、貯水槽の有効容量で除して求める。回転数は、飲料水の衛生管理に当たって重要な指標であり、一般に、受水槽については1日当たり2回転程度、高置水槽については10回転程度になるよう計画する。

(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質

- ・検査の結果が基準に適合しない場合は、給水栓における水質の管理を徹底した上で、給水栓水の水質が基準を満たしていることを確認すること。
- ・水源の環境をよく調べ、原水が汚染を受けるおそれがある場合は、状況に応じて保健所等と相談の上速やかに適切な措置を講ずること。
- ・井戸水の水質が悪化したり、十分な衛生管理が困難となったりした場合は、飲料水を水道水に切り替えることを検討すること。

(4) 雑用水の水質

- ・検査の結果が基準に適合しない場合は、原因を究明し、必要な措置を講ずること。
- ・雨水を利用する場合、屋上等、雨水を集める場所が汚染されていると、雨水に有機物や細菌が混入して水質が

悪化することが考えられる。水質が基準に適合しない場合は、塩素消毒装置や、雨水の貯水槽等の設備の状況を点検するとともに、屋上の利用方法や汚染状況について調べること。

- ・学校外の処理施設から再利用水の供給を受けて利用する中水道が基準に適合していない場合は、あらかじめ塩素消毒が行われているので、塩素の保持状況を確認するとともに、貯水槽等の給水設備を点検して、基準に適合しない原因を究明すること。

(5) 飲料水に関する施設・設備

- ・井戸等を給水源とする場合には、水源の環境を調査し、原水が汚染を受けるおそれがある場合は、速やかに適切な措置を講ずること。
- ・施設・設備を構成する材料、塗装が不良又は老朽化している場合は、速やかに補修又は改修する等適切な措置を講ずること。
- ・施設・設備に故障、破損、老朽及び漏水等がある場合は、速やかに補修又は改修する適切な措置を講ずること。

(6) 雑用水に関する施設・設備

- ・雑用水の誤飲又は誤使用のおそれがある場合、速やかに適切な措置を講ずること。
- ・雑用水が飲料水に混入するか、その疑いがある場合、飲料水の給水停止等の措置をとること。
- ・雑用水の貯水槽の内部に著しい汚れがある場合、貯水槽の清掃を行うこと。雑用水の貯水槽の清掃は、定期的に行うこととしていないが、貯水槽の内部を点検した結果により、必要に応じて清掃すること。
- ・その他の関連施設・設備に故障等がある場合、補修又は改修を行うこと。